

平成 29 年伯耆町  
第 1 回定例会  
条例等議案説明資料概要



平成 29 年 3 月

伯耆町 総務課

# 議案等説明資料

提出課：総務課

議案番号 14	伯耆町個人情報保護条例の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い所要の改正を行うもの。
2. 概要	(1)個人情報の訂正等をした場合の通知先に、条例事務関係情報照会者と条例事務関係情報提供者を加える。 (2)その他所要の改正を行う。
3. 施行期日	平成29年5月30日

提出課：総務課

議案番号 15	伯耆町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	平成28年12月に地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うもの。
2. 概要	①非常勤職員の育児休業に係る要件の緩和 育児休業をすることができない職員(第2条関係)の非常勤職員の任期要件「2歳」を「1歳6か月」とする。 ②「養育する子」の範囲の拡大 改正後の育児休業法第2条第1項の規定(当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として条例で定める者)に合わせ、改正する。 ③その他①②の改正による条ずれ
3. 施行期日	公布の日から施行する。

提出課：総務課

議案番号 16	伯耆町早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	平成29年4月1日をもって、鳥取県町村職員退職手当組合は鳥取県町村総合事務組合に名称が変更され、鳥取県町村職員退職手当組合が規定する退職手当に関する条例(昭和36年鳥取県町村職員退職手当組合条例第2号)についても、鳥取県町村総合事務組合退職手当に関する条例に名称が変更されることに伴い、所要の改正を行うもの。
2. 施行期日	平成29年4月1日

# 議案等説明資料

提出課：住民課

議案番号 17	伯耆町税条例等の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等が改正されたことに伴い、伯耆町税条例等の一部を改正するもの。
2. 概要	消費税率10%への引上げが平成31年10月1日に延期されたことに伴い、関係する規定の施行日を変更する。  【該当規定】 (1) 町民税(法人) 地方法人税課税の偏在是正のための措置 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率10%の引上げ時に、法人町民税法人税割の税率を以下のとおり下げる。 9.7% → 6.0% (2) 軽自動車税 環境性能割の創設 消費税率10%への引上げ時に、環境性能割を創設するもの。 税率は、新車、中古車を問わず燃費基準値達成度等に応じて取得価額の1～3%及び非課税の4段階。(ただし当分の間2%を上限とし、賦課徴収等は鳥取県が行う。) 燃費基準値達成度等については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ平成31年度税制改正において見直し。
3. 施行期日	公布の日(一部の規定を除く。)

提出課：健康対策課

議案番号 18	伯耆町特別医療費助成条例の一部改正について								
<b>(提案理由及び概要)</b>									
1. 理由	超未熟児、先天的な疾病または慢性疾病等について、医療機関で治療を行い、在宅移行後も医療的なケアが必要となる場合があり、在宅移行後も安心して地域で療養生活を送ることができるよう、訪問看護に係る経費の負担軽減を図る目的で、鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例が平成28年12月22日に公布されたことに伴い、所要の改正を行う。 また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の改正に伴い、引用する条項を改める。								
2. 概要	特別医療費助成制度の対象となる医療費に、訪問看護に要する経費を加える。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>追加となる助成対象経費</td> <td>訪問看護に係る経費</td> </tr> <tr> <td>所得制限</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>患者負担額</td> <td>530円/日(各機関ごとに月4回を限度) ※医療機関への通院と同じ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	追加となる助成対象経費	訪問看護に係る経費	所得制限	なし	患者負担額	530円/日(各機関ごとに月4回を限度) ※医療機関への通院と同じ
区分	内容								
追加となる助成対象経費	訪問看護に係る経費								
所得制限	なし								
患者負担額	530円/日(各機関ごとに月4回を限度) ※医療機関への通院と同じ								
3. 施行期日	一部の規定を除き、平成29年4月1日から施行する。								

# 議案等説明資料

提出課：企画課

議案番号 19	地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する協議について
<b>(提案理由及び概要)</b> 1. 理由 地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する協議を鳥取県とすることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、本議会の議決を求める。 2. 概要 (1)事務の委託を行う目的 平成28年5月に鳥取県自治体ICT共同化推進協議会(任意協議会)を設置し、情報処理システムの共同化等に関する事務処理を行ってきたが、会計事務等の執行及び管理の適正化を図るため、当該協議会に係る事務を鳥取県に委託する。 (2)委託事務の範囲 (ア)情報システムの標準化又は共同化に関する事務 (イ)情報システム運用上の安全性の確保に関すること (ウ)情報通信技術に関する業務に対応できる職員の育成に関する事務 (3)経費負担及び予算の執行 委託事務の管理及び執行に要する経費は、市町村の負担とし、市町村はあらかじめ、これを鳥取県に交付する。 経費の額及び交付の時期は、知事があらかじめ送付する委託事務の管理及び執行に要する経費の見積書及び事業計画書に基づき、市町村長と協議して定める。 3. 事務委託に関する規約施行日 平成29年4月1日 4. 事務の委託を行うことによる効果 ■事務局が行う会計処理に県会計規則及び県監査が適用されるため、厳正なチェック体制が確保できる。 ■事務局職員が全て県職員で対応可能となる。 ■執行が受託側に一元化されるため責任の所在が明確となる。	

提出課：総務課

議案番号 20	監査委員の選任について
<b>(提案理由及び概要)</b> 1. 理由 監査委員の井上 望氏の任期が平成29年3月31日で満了となるため、委員の選任について議会の同意を求めるもの。 2. 概要 監査委員(識見を有する委員) 任期：平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間 3. 根拠法令 地方自治法第196条第1項	

# 議案等説明資料

提出課：教育委員会

議案番号 —	人権擁護委員候補者の推薦について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
<p>1. 理由 法務大臣委嘱の人権擁護委員の仲倉公恵さんが任期満了となることに伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定により候補者を推薦するものです。</p> <p>2. 概要 人権擁護委員の再任</p> <p>任期満了日 平成29年6月30日(現在5期目)</p> <p>(参考条文) 人権擁護委員法 第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。</p> <p>2 前項の法務大臣の委嘱は、<u>市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。</u></p> <p>4 法務大臣は、市町村長が推薦した候補者が、人権擁護委員として適当でないと認めるときは、市町村長に対し、相当の期間を定めて、さらに他の候補者を推薦すべきことを求めることができる。</p> <p>5 前項の場合において、市町村長が、同項の期間内に他の候補者を推薦しないときは、法務大臣は、第2項の規定にかかわらず、第3項に規定する者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、人権擁護委員を委嘱することができる。</p> <p>6 人権擁護委員の推薦及び委嘱に当っては、すべての国民は、平等に取り扱われ、人権、信条、性別、社会的身分、門地又は第7条第1項第4号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。</p> <p>第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。</p>	

提出課：総務課

議案番号 21	伯耆町課設置条例の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
<p>1. 理由 地籍調査に基づく地図訂正などについて円滑かつ効率的な事務処理体制を確立するために住民課及び地域整備課の地籍調査事務に係る規定について所要の改正を行うもの。</p> <p>2. 概要 住民課の事務分掌に「地籍調査に関すること」を加え、地域整備課の事務分掌から「地籍調査に関すること」を削る。 ※条例可決後、伯耆町行政組織規則を改正し、住民課に地籍調査室を設置する。</p> <p>3. 施行期日 平成29年4月1日</p>	

# 議案等説明資料

提出課：総務課

議案番号 22	伯耆町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について																																						
<b>(提案理由及び概要)</b>																																							
1. 理由	平成28年8月の人事院勧告による国家公務員一般職給与法の改正に伴い、平成28年10月の閣議決定において、国家公務員の特別職の給与についても一般職の取扱いに沿って取り扱うものとされ、国家公務員特別職給与法改正が行われたことから、これに準じて改正するもの。																																						
2. 概要	<p>《人事院勧告の内容》</p> <p>○期末手当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">国 特別職</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> <th>引き上げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.55月</td> <td>1.5月</td> <td>0.05月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.7月</td> <td>1.65月</td> <td>0.05月</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>3.25月</td> <td>3.15月</td> <td>0.1月</td> </tr> </tbody> </table> <p>《伯耆町における対応》</p> <p>○期末手当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">伯耆町 議会の議員</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> <th>引き上げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.55月</td> <td>1.5月</td> <td>0.05月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.7月</td> <td>1.65月</td> <td>0.05月</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>3.25月</td> <td>3.15月</td> <td>0.1月</td> </tr> </tbody> </table>		国 特別職			改正後	改正前	引き上げ幅	6月	1.55月	1.5月	0.05月	12月	1.7月	1.65月	0.05月	年間	3.25月	3.15月	0.1月		伯耆町 議会の議員			改正後	改正前	引き上げ幅	6月	1.55月	1.5月	0.05月	12月	1.7月	1.65月	0.05月	年間	3.25月	3.15月	0.1月
	国 特別職																																						
	改正後	改正前	引き上げ幅																																				
6月	1.55月	1.5月	0.05月																																				
12月	1.7月	1.65月	0.05月																																				
年間	3.25月	3.15月	0.1月																																				
	伯耆町 議会の議員																																						
	改正後	改正前	引き上げ幅																																				
6月	1.55月	1.5月	0.05月																																				
12月	1.7月	1.65月	0.05月																																				
年間	3.25月	3.15月	0.1月																																				
3. 施行期日	平成29年4月1日																																						

提出課：総務課

議案番号 23	伯耆町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について																																						
<b>(提案理由及び概要)</b>																																							
1. 理由	平成28年8月の人事院勧告による国家公務員一般職給与法の改正に伴い、平成28年10月の閣議決定において、国家公務員の特別職の給与についても一般職の取扱いに沿って取り扱うものとされ、国家公務員特別職給与法改正が行われたことから、これに準じて改正するもの。																																						
2. 概要	<p>《人事院勧告の内容》</p> <p>○期末手当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">国 特別職</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> <th>引き上げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.55月</td> <td>1.5月</td> <td>0.05月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.7月</td> <td>1.65月</td> <td>0.05月</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>3.25月</td> <td>3.15月</td> <td>0.1月</td> </tr> </tbody> </table> <p>《伯耆町における対応》</p> <p>○期末手当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">伯耆町 特別職</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> <th>引き上げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.55月</td> <td>1.5月</td> <td>0.05月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.7月</td> <td>1.65月</td> <td>0.05月</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>3.25月</td> <td>3.15月</td> <td>0.1月</td> </tr> </tbody> </table>		国 特別職			改正後	改正前	引き上げ幅	6月	1.55月	1.5月	0.05月	12月	1.7月	1.65月	0.05月	年間	3.25月	3.15月	0.1月		伯耆町 特別職			改正後	改正前	引き上げ幅	6月	1.55月	1.5月	0.05月	12月	1.7月	1.65月	0.05月	年間	3.25月	3.15月	0.1月
	国 特別職																																						
	改正後	改正前	引き上げ幅																																				
6月	1.55月	1.5月	0.05月																																				
12月	1.7月	1.65月	0.05月																																				
年間	3.25月	3.15月	0.1月																																				
	伯耆町 特別職																																						
	改正後	改正前	引き上げ幅																																				
6月	1.55月	1.5月	0.05月																																				
12月	1.7月	1.65月	0.05月																																				
年間	3.25月	3.15月	0.1月																																				
3. 施行期日	平成29年4月1日																																						

# 議案等説明資料

提出課：総務課

議案番号 24	伯耆町消防団条例の一部改正について			
<b>(提案理由及び概要)</b>				
1. 理由	副団長、班長、団員についての報酬額が交付税基準額より低くなっていること、団長、副団長、分団長についても、近隣町村と比較すると、低い金額となっているため、西部町村の平均額程度に報酬額を引き上げるため改正するもの。			
2. 概要	《消防団員報酬改正の内容》			
	改正後	改正前	引き上げ額	西部町村平均額
	124,000円	104,000円	20,000円	124,000円
	85,000円	71,500円	13,500円	85,000円
	58,000円	57,000円	1,000円	58,000円
	50,000円	40,700円	9,300円	46,000円
	45,000円	34,100円	10,900円	45,000円
	39,000円	30,900円	8,100円	39,000円
3. 施行期日	平成29年4月1日			

提出課：教育委員会

議案番号 25	伯耆町青年の家条例の廃止について			
<b>(提案理由及び概要)</b>				
1. 理由	施設が老朽化し青年の家としての使用がないこと、また施設を解体撤去し伯耆町溝口放課後児童クラブの施設の新設が計画されていることに伴い、条例を廃止するものとする。			
2. 施行期日	平成29年4月1日			